

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年6月30日(金)

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区プロモーションビデオ作成業務委託」

(2) 事業目的

観光を基盤とした世田谷区(以下「区」という)が持つ四季折々の魅力(自然・風景、商店街、文化施設、祭り・イベントなど)について情報発信することにより、国内外を問わず区外から観光客を呼び込み、ひいては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成を図るため、区のプロモーションビデオ(以下「動画」という)を作成する。

(3) 業務内容

受託事業者は、上記の事業目的を達成するため、区の動画の作成に係る業務を下記のとおり行うこと。

区の魅力紹介動画の作成

区のホームページやYouTube、世田谷まちなか観光交流協会の会員(鉄道会社やケーブルテレビ会社など)と連携して、駅構内のデジタルサイネージやケーブルテレビの番組等の各種媒体、区や町会・自治会等が開催する各種イベント等で紹介や配信が可能な、区の魅力を紹介する動画を作成すること。

撮影する映像は、43インチ以上の液晶画面での鑑賞に堪えられるものとし、映像酔い等の防止に配慮すること。動画の長さは3分から10分程度とする。また、ナレーション字幕を入れるものとし、字幕は、日本語版、英語版を作成する。納品物は、成果物DVD正副2枚と動画データとする。なお、媒体への複製、配布等は本件委託内容に含まない。

ワークショップでの提案内容の活用

世田谷まちなか観光交流協会の会員や区内大学生、産業団体等の青年層で開催されたワークショップにおいて提案された内容(区外の人に紹介すべき観光スポット、登場人物やシーン構成など)を動画作成に活用すること。なお、ワークショップの開催業務は本件委託内容に含まない。

(4) 履行期間(予定)

契約締結日(平成29年9月中旬予定)から平成30年3月31日まで

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。なお、本件の参加にあたり、世田谷区の競争入札参加資格は要しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 区から指名停止または入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための条件

参加表明者が多数の場合は、以下に示す基準により提案書の提出者を選定し、選定結果を平成29年7月18日(火)にファクシミリ送信で通知する。選定数は、概ね5者とする。

- (1) 本事業に類似する業務の実績等
- (2) 業務担当者の実績、経歴等

4 提案書内容

(1) 実施体制に関する事項(1ページ程度)

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載すること。

- ・ 提出者の実施体制
- ・ 業務責任者等の経歴や資格
- ・ 区との連絡体制

(2) 提出者の過去における類似業務の実績(1ページ程度)

様式は自由とするが、作成内容、期間など具体的に記述すること。顧客名を明記できない場合は、可能な範囲で記載すること。

(3) 本業務の実施方針(1ページ程度)

様式は自由とするが、作業スケジュール案、本業務における区との役割分担の案も記載すること。

(4) 業務内容に関する企画提案(6ページ程度)

様式は自由とするが、以下の点がわかるように記述すること。

- 区の魅力を表現する成果物のコンセプト
- 区民参加を実現するための具体的手法・作品内容等
- 動画の記録形式、画質、撮影方法、シナリオの案
- 効果的な発信方法、媒体の提案

(5) 見積書(2ページ程度)

様式は自由とするが、作業ごとの内訳がわかるように詳細に作成すること。

5 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区産業政策部商業課 担当 井上・本田
世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階
電話番号 03-3411-6653
FAX番号 03-3411-6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年6月30日(金)から7月14日(金)まで
産業政策部商業課窓口または当課ホームページ([くらしのガイド](#)
[仕事・産業・就職](#) [お知らせ](#))にて公開(ダウンロード可能)

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成29年7月14日(金)午後5時まで(必着)
産業政策部商業課 持参または郵送

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成29年8月15日(火)午後5時まで(必着)
産業政策部商業課 持参に限る

7 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、区では一切負担しない。

(2) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

提案書をもとに最終的な仕様を決定し、後日契約する。(平成29年9月中旬契約予定)

(6) 当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)に同じ

(8) 情報公開

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 著作権

本件の成果物の著作権は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物について、本件の受託者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本件の契約前に受託者が保有していた権利については、この限りではない。

(10) その他詳細は説明書による。